

令和5年10月3日

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 佐藤（文）委員 | 子どもの命と健康を守る熱中症対策の推進のため、可搬式冷房機器整備費用として、3億900万円の補正予算が計上されているが、事業対象に小学校が入っていないのはなぜか。 |
| 施設整備主幹 | 夏季はプール授業がメインとなり、体育館における授業はほとんど実施されず、夏季休暇中の体育館における学校活動も想定されない。また、式典等は体育館に集合せずにリモートで実施することも可能であることから対象としていない。 |
| 佐藤（文）委員 | スポーツ少年団等の活動で体育館を使用することもあると考えるが、どうか。 |
| 施設整備主幹 | 学校開放により外部団体が使用しているが、任意の活動であり、活動の場所を選んでいただくものと整理している。 |
| 榎津委員 | 小学校の体育館は、避難所に指定されていることが多いため、災害が多発する近年においては、小学校の体育館にも可搬式冷房機器を設置すべきと考えるがどうか。 |
| 施設整備主幹 | 小学校の体育館を避難所として指定している市町村において、主体的に考える必要がある。また、避難所としての使用を想定した場合、可搬式冷房機器では不十分であり、全館冷房が望ましいと考える。 |
| 榎津委員 | 市町村の費用を県が補助する等の方法もあるので、県と市町村で連携しながら検討してほしい。 |
| 施設整備主幹 | 財源のことも含めて、今後検討していきたい。 |
| 佐藤（文）委員 | 熱中症対策事業の補助対象にスポットクーラー等とあるが、「等」にはどのようなものが含まれているか。 |
| 施設整備主幹 | 今回、可搬式冷房機器の事業を検討する際に、複数の市町村と事前に意見交換を行った。その中で、一部市町村からは、スポットクーラーに限定せずに冷風扇等も対象にしてほしいという要望があった。これを受け、冷風扇等も対象にする予定である。 |
| 佐藤（文）委員 | スポットクーラーを補助対象とした理由及びその効果はどうか。 |
| 施設整備主幹 | 全館冷房はコストがかかることもあり、緊急かつ早急にできるものの中で、一定範囲を冷やして、かつ除湿が可能なスポットクーラーが最適と判断した。 |
| 佐藤（文）委員 | 猛暑日の日数が多くなる可能性がある中で、熱中症対策に十分な効果が期待できる設備を中長期的に整備していく必要があると考えるがどうか。 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 施設整備主幹 | コスト面から、現時点で計画を立てて予算化するのは難しい。なお、特別支援学校においては、自律的に体温調節するのが難しい生徒がいるため、今後、体育館の改築の際には冷暖房を同時に整備する方向で進めたい。 |
| 遠藤（寛）委員 | 今回、緊急的な対応で体育館が対象となっているが、特別教室が対象外となっている理由は何か。 |
| 施設整備主幹 | 特別教室については、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」において事業対象となっている。また、令和4年9月現在、県内35市町村のうち、特別教室については、10市町が冷暖房を整備済みである。 |
| 遠藤（寛）委員 | 本定例会で補正予算が可決された場合、市町村議会において可決されるのは12月定例会になると想定されるが、その後の事業着工となると、年度内に完了しないおそれがあるがどうか。 |
| 施設整備主幹 | 市町村に対しては、補助制度の活用について意向調査を実施している。年度内の整備について懸念している市町村もあったので、引き続き市町村の意見を聞きつつ、総務部とも相談しながら考えていきたい。 |
| 吉村委員 | 今回の緊急的な措置は評価をしたい。部活動の地域移行も始まるので、そういったところも踏まえて、市町村と議論を進めてほしい。 |
| 佐藤（文）委員 | 新型コロナウイルス感染症対策の推進で約6億3,600万円計上されているが、公立学校のトイレの洋式化の整備状況はどうか。 |
| 施設整備主幹 | <p>文部科学省が公表している公立学校施設のトイレの洋式化の状況によれば、県内の公立小中学校は68.6%、特別支援学校は90.5%の洋式化率となっている。高等学校については、文部科学省の調査対象になっていないので、県で独自に調査しており、令和5年9月1日現在で県立高等学校の洋式化率は44.4%となっている。</p> <p>また、現在、改築に向けて設計を進めている上山高等養護学校と山形盲学校については、改築の際に洋式化率が100%になるように整備する。今回、9月補正に計上した洋式化の事業等が完了すると、洋式化率は51.9%となる見込みである。</p> |
| 佐藤（文）委員 | 学校におけるバリアフリートイレの設置についてはどのように考えているか。 |
| 施設整備主幹 | バリアフリーの観点是非常に重要視されてきているので、今後、各学校に1か所以上の整備を進めていきたい。 |
| 楳津委員 | 学校における洋式トイレのウォッシュレット機能について、各階の1か所以上には整備すべきと考えるがどうか。 |
| 施設整備主幹 | 意見を踏まえて検討していきたい。 |
| 松井委員 | 今年度から小学校の大卒新規教員を育成する事業が行われているが、採用1年目から5年目までの若手教員の退職者数が増加しているためだと |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------------------|---|
| | 聞いている。若手教員の退職者数及びそのうち精神疾患を理由とした退職者数はどうか。 |
| 教職員課長(兼)働き方改革推進室長 | 若手教員の退職者数は、令和4年度は40人、3年度は30人、2年度は22人、元年度は16人、平成30年度は14人となっている。そのうち精神疾患を理由とした退職者数は、4年度は2人、3年度は7人、2年度は7人、元年度は2人、30年度は2人となっている。 |
| 松井委員 | 文部科学省の調査によれば、教員の精神疾患による病気休職者数は増加傾向にあるが、本県の状況はどうか。 |
| 教職員課長(兼)働き方改革推進室長 | 本県における教員の精神疾患による病気休職者数は、令和4年度は集計中であり、3年度は36人、2年度は36人、元年度は38人、平成30年度は31人、29年度は28人となっており、概ね横ばいの傾向にある。 |
| 松井委員 | 教員、特に若い教員が働きやすい環境作りが重要と考えるが、若手の教員の育成に係る取組みはどうか。 |
| 教職員課長(兼)働き方改革推進室長 | 令和3年12月に「若手教員育成ガイドブック」を作成し、全学校に配布している。管理職はガイドブックを活用しながら、若手教員の育成に取り組んでいる。また、4年度から小中学校の初任者全員に、県の相談窓口の電話番号及びメールアドレスを登録してもらい、いつでも相談できる体制となっている。さらに、今年度から小学校の初任者については、できるだけ学級担任を持たせず、教科担任とすることとし、担任を持つ場合には、事業やその準備等をサポートする支援員を配置する等、負担を軽減する措置を講じている。 |
| 松井委員 | 犯罪被害者支援に向けたサポートルーム等の施設の設置状況はどうか。また、警察における犯罪被害者支援の具体的な活動内容はどうか。 |
| 参事官(兼)広報相談課長 | 本部及び全14警察署に犯罪被害者等に対応するための個室の相談室を設置している。 犯罪被害者等には犯罪類型等によって異なる特性があることから、その特性に応じた支援策を推進している。また、専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときには、あらかじめ指定された警察職員(被害者支援員)が事件直後から、刑事手続きの説明、実況見分での付き添いなどの支援活動を行っている。 |
| 松井委員 | 当事者の長期的なサポートについては、民間の力が必要であると考えている。民間団体との連携促進に向けた研究をしてほしい。 |
| 五十嵐委員 | 警察官を志望する人を増やすには、福利厚生の実が欠かせないと考えるが、男性警察官の育児休業の取得状況はどうか。 |
| 理事官(兼)警務課長 | 令和元年度は、子どもが生まれた男性職員は104人、育児休業を取得したのは5人でその取得率は4.8%、2年度は子どもが生まれた男性職員は107人、育児休業を取得したのは13人で、取得率は12.1%、3年度は子どもが生まれた男性職員は106人、育児休業を取得したのは37人で、取 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|------------|--|
| | 得率は34.9%、4年度は子どもが生まれた男性職員は99人、育児休業を取得したのは67人で、取得率は67.7%であり、取得日数も増加傾向にある。 |
| 五十嵐委員 | 警察職員が育児休業を取得した際に、当該職場において業務に支障が出ないようにするための取組みはどうか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | 育児休業により長期休暇が見込まれる場合には、所属長が業務の割り振りや引継事項等を指示し、業務に支障がないようにしている。 |
| 五十嵐委員 | 特定事業主行動計画による男性育児休業の取得目標（令和7年度までに30%）をすでに達成している。今後の目標はどうか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | 取得率100%に近づけるために引き続き努力していきたい。 |
| 五十嵐委員 | 女性警察官の採用促進に向けてどのように考えているか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | 令和7年度までに、女性警察官の割合を12%にするため、女性警察官の年度ごとの採用数を計画的に調整しながら進めていきたい。 |
| 五十嵐委員 | 警察官の時間外勤務の状況、時間外勤務手当支給状況及び1か月あたりの時間外勤務時間が80時間を超える警察官の状況はどうか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | <p>警察官の時間外勤務命令の総時間は、令和元年度は45万7,981時間、2年度は48万7,791時間、3年度は46万7,710時間、4年度は47万1,727時間である。これに伴う手当の支給額は、元年度は18億9,941万217円、2年度は18億8,121万4,682円、3年度は18億4,540万2,895円、4年度は、18億4,258万8,491円である。</p> <p>1か月あたりの時間外勤務時間が80時間を超える警察官に対しては、労働安全衛生法に基づき医師の面接指導を実施しており、4年度中の面接該当者は延べ人数で1,336人である。</p> |
| 五十嵐委員 | 警察官の健康管理、特にメタボリックシンドロームの状況はどうか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | <p>定期健康診断、人間ドック等による疾病の早期発見や早期治療の徹底を図ることに加え、健康相談や運動習慣の啓発等を行っている。</p> <p>また、令和4年度のメタボリックシンドロームに該当する警察官の割合は11.5%である。</p> |
| 五十嵐委員 | 警察官の時間外勤務時間の削減に向けては、数値目標の設定が効果的と考えるがどうか。 |
| 理事官（兼）警務課長 | 警察の業務は、定型的な業務のほか、いわゆる突発的な事件や自然災害への対応など、他律的な業務に従事することが多々あることから、削減目標を示すことが難しい。引き続き、時間外勤務の抑制に努めていきたい。 |